

セクシュアルハラスメントとは

他の者を不快にさせる

職場における性的な言動

及び

職員が他の職員を不快にさせる

職場外における性的な言動

人事院規則10-10第2条1号



パワーハラスメントとは

同じ職場で働く者に対して、

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、

業務の適正な範囲を超えて、

精神的・身体的苦痛を与えるまたは
職場環境を悪化させる行為

(厚労省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」)

例えば・・・

- ・ 上司や社員に「今度二人で飲みに行こうよ」と何度も誘われ、断ったら、「お前のような奴はいらない」とバイトを辞めさせられた

- ・ 上司と二人きりで働いているとき、腰や胸などに何度も触ったり触ろうとしてくるので

- 「やめてください」と言ったら、時給を下げられた。

考えられる手段

A 労働環境改善を求める

これからも働くために。

B 労災補償を受ける

うつ病等になってしまい
仕事に行けない時に。

C 損害賠償を求める

加害者に償いをしてもらう、
仕事に戻れないなどの時に。

どこに相談すればよいの？

- 職場内
 - 上司・先輩・同僚への相談
 - 労働組合への相談
 - 相談窓口への相談
- 東京都労働局「雇用均等室」
 - 03-3512-1611
 - 相談料は無料。匿名相談も可能です。
- 法テラス
 - 弁護士会法律相談